

浜田キャンパスクラブ・サークル等活動におけるコロナ対策ガイドライン（20210901版）

○活動自粛から活動再開するにあたっての条件

- ・代表者は、学生生活委員会主催の説明会に参加の上、「活動再開届（兼誓約書）を提出すること。（未提出の場合は自粛継続とみなす。）

○活動の範囲について

- ・原則、学内施設を利用しての活動とする。但し、次の条件のもと、例外的に学外での学生団体の活動を認めることとする。
- ・学外での活動を希望する学生団体は、「学外における課外活動届」（従来使用のものと同じ）の提出の際に、以下の記載文書を添えて許可を申し出ること。なお、内容が不十分であるとみなした場合は許可しない。
 1. 参加する大会の主催団体・主催連盟によって示された感染防止対策について
 2. 学生自身による健康観察の実施計画について
 3. 移動手段・移動ルートにおける感染防止対策について
- ・練習試合や合同練習等は禁止とする。※平時から合同で実施している場合は除く。
- ・合宿は禁止とする。
- ・県内外に限らず公式の大会・演奏会（各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの）で、大学が認めたもののみ参加可とする。

○通常の活動について

- ・活動ごとに、参加者リストを事務局に提出すること。
- ・ソーシャル・ディスタンス及びマスク着用（熱中症にならないよう注意）を心掛けること。
- ・4密（密集、密接、密閉の「3密」＋飛沫が多く飛ぶ会話）を回避して活動すること。
- ・手指だけでなく、使用器具・部室等もこまめに消毒すること。
- ・活動中は30分に1回は換気を行なうこと。
- ・活動開始前に、代表責任者等（クラブ・サークルの部長、副部長が不在の場合は、代理の責任者を置くこと）立ち会いによる検温及び健康状況の確認をすること。
- ・週当たり2日以上以上の休養日を設けること。（平日1日以上、かつ土日1日以上）
- ・活動時間は、平日90分以内、土日120分以内とすること。※活動場所への移動時間は除く
- ・できる限り少人数単位での活動とすること。
- ・各競技団体や文化芸術団体が示す感染症対策に関するガイドラインを徹底すること。
- ・クラブハウス・更衣室の使用については、できる限り短時間・少人数での利用とし、不必要な会話・飲食を行わないようにすること。

○活動時間外

- ・通常活動に続いての自主練習等を行わないこと。
- ・活動終了後においても、感染症対策を徹底すること。
- ・活動後に集まって飲酒・飲食（いわゆるコンパ・打ち上げ等）をしないこと。

○その他

- ・公認学生団体に所属していない任意団体についても、大学の構成員であるので、上記に準ずること。